

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市姫室町四番、最後の住所大阪府池田市神田一丁目二九番五号

被相続人 亡 柴田 博和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪府北区曽根崎二丁目六番六号コウツキキャビタルウエスト一二階

相続財産清算人 弁護士 笹野 皓平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市堺町七九番地、最後の住所大阪府吹田市藤白台四丁目一番七号

被相続人 亡 小松陽一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪府北区西天満六―七―二SRビル梅新五階

相続財産清算人 弁護士 上田 憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市丸橋町一〇九番地、最後の住所兵庫県西宮市樋之池町一六番四号アクティブライフ夙川

被相続人 亡 北村 悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

兵庫県西宮市神楽町五番五号 ラ・ベルジュ夙川二〇一〇号室 中島崇行法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉原 有紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾東町小原四二七番地、最後の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保四四番地

被相続人 亡 藤原 正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

兵庫県姫路市安田四丁目一八八番五号ビル四階ひめじ立花法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松永美代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市蓮池町二七番地、最後の住所鳥取県米子市河崎五三〇番地一真誠会ホスピタリレジデンス二二一〇号

被相続人 亡 松谷 佳興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一四番一五号 相続財産清算人 司法書士 森田 英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市城町三丁目二番地一、最後の住所広島県三原市城町三丁目八番一五号

被相続人 亡 大館 勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

広島県三原市城町一丁目二五番六号 三原 マリンビル三階 相続財産清算人 司法書士 梶山 正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市西久保町二五番二九号、最後の住所広島県尾道市西久保町二五番二九号

被相続人 亡 尼子 晴功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

広島県尾道市新浜一丁目一四番三二号金属ビル七〇一〇号室弁護士法人尾道しまなみ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市上田中町一丁目三七番地一、最後の住所山口県下関市柳野町一丁目一八番五四号 住宅型有料老人ホームすずらん 貴船二〇一〇号 被相続人 亡 大枝千枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階 島田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島田 直行

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 岡崎 仁泰

住所 札幌市中央区南八条西八丁目五二一番地三二バレスエイト三〇三号

生年月日 昭和四十六年十月三十一日

二 供託所 札幌法務局

三 供託番号 令和八年度金第一〇七五号

四 供託金額 一、六四三、九六〇円

五 裁判所 札幌家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第四〇二四三三

令和八年九月十日

札幌市中央区大通西十四丁目一番地北日本南大通ビル七階 西川・太田法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 太田 貴久

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和八年九月十日

一 墳墓等所在地 静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一 墳墓等の名称 富士霊園 一区二二〇〇三六番 大場家、一区二二〇〇三九番 溝口家、一区二二〇一三八九番 古橋家、一区一九三三五番 上野家、一区三三〇六八七番 村岡家、一区三三〇九一九番 宮田家、一区七七一八六番 佐藤家、二区二二〇四二五番 岸上家、二区二二〇二八三番 黒川家、三区二二〇一〇八八番

番 石村家、三区二二〇一五七六番 村山家、七区二二〇一八八八番 玉野井家、十一区二二〇三五八八番 安島家、十一区三三三二六三番 岡田家、十一区五五〇六五八番 郷司家、十三区一四〇四六二番 内田家、十三区五五〇一三三番 上原家

一 死亡者の本籍及び氏名 各死亡者の本籍は不詳 一区二二〇〇三六番 大場孝子、大場勲、関口太郎右エ門、関口とみ、関口栄一、大場キト、大場武一、大場幸光、大場芳子 一区二二〇七三九番 溝口新平、溝口乙女、溝口華枝、溝口浩造 一区二二〇一三八九番 古橋カツヨ、古橋良、古橋和夫 一区二二〇一九三五番 曾我清子、五十嵐国之助、五十嵐菊子 一区三三〇六八七番 村岡正夫、村岡美代子、村岡光二 一区三三〇九一九番 宮田祥二、宮田イト 一区七七一八六番 佐藤留弥、佐藤トメ 二区二二〇四二五番 岸上忠、岸上千栄子 二区二二〇二八三番 黒川はる子 三区二二〇一〇八八番 石村国次 三区二二〇一五七六番 村山長藏、村山ヨシ、村山キヨ 七区二二〇一八八八番 船戸富子 十一区二二〇三三八八番 安島千枝子、安島久 十一区三三三三六三番 岡田マサエ、岡田徳見 十一区五五〇六五八番 郷司栄、郷司キミ 十三区二二〇四六二番 内田襄治、内田キク、内田一郎 十三区五五〇一三三番 上原一夫、上原千代子、上原桂子、上原房江

一 改葬を行うとする者 静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二 公益財団法人富士霊園

第1期決算公告

令和8年7月15日

宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番21号

一般社団法人仙台N美容クリニック

代表理事 小阪 捺稀

貸借対照表の要旨

(令和8年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産部	0
流動資産	0
固定資産	0
負債純資産及び部	0
流動負債	5
固定負債	5
純資産	5
純資産合計	0